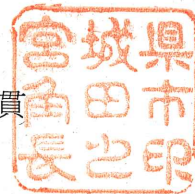


農業経営基盤強化促進法（昭和 55 年法律第 65 号）第 19 条第 1 項の規定により農業上の利用が行われる農用地等の区域における農業経営基盤の強化の促進に関する計画（以下「地域計画」という。）の変更案を定め、同条第 7 項の規定により公告し、当該地域計画変更案について縦覧に供する。

なお、利害関係人は、当該地域計画の変更案に対し意見があるときは、縦覧期間満了の日までに、本市に地域計画変更案への意見書（以下「意見書」という。）を提出することができる。

令和 8 年 9 月 4 日

角田市長 黒須 貫



記

- 1 地域計画（変更案）の策定地域
市内 2 地区（桜、西根）
- 2 縦覧期間
令和 8 年 9 月 4 日（金）から令和 8 年 9 月 1 7 日（木）
- 3 縦覧場所 ※
角田市角田字大坊 41 番地
角田市役所産業建設部農林振興課（東庁舎 2 階）
（角田市ホームページへの掲載あり）
- 4 意見書の提出 ※
提出者：当該地域計画変更案の利害関係人
作成条件：日本語によるものとする
提出期限：令和 8 年 9 月 1 7 日（木）
提出方法：直接持参、郵送、電子メールによる提出

提出された意見書については地域計画を公告する際に意見の要旨及び処理結果を併せて公告し、個別の回答は行わない。

※来庁による縦覧もしくは意見書提出の場合は、開庁時間（平日 8 時 3 0 分～1 7 時 1 5 分）内とし、郵送提出の場合は提出期限必着とする。